

第10章 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

形態別法令早見表

区分	危政令	危規則
容器に貯蔵して収納するもの	16(1)	
高引火点危険物	16(1)+(3)	24の12
第2類の危険物のうち引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る）又は第4類の危険物のうち第1石油類もしくはアルコール類を貯蔵するもの	16(1)+(4)	24の13
塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵するもの	16(2)	

凡例…16(1)①→第16条第1項第1号

1 屋外貯蔵所において貯蔵できる危険物（政令第2条第7号）

屋外貯蔵所において貯蔵できる危険物は次表のとおり。

第2類危険物	硫黄、硫黄のみを含有するもの 引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る）
第4類危険物	第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る） アルコール類、第2～4石油類、動植物油類

※ 屋外貯蔵所は、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下「硫黄等」という。）で塊状のものを除き、屋外の場合において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。

（昭和45年6月29日消防予第136号）

2 屋根を設ける場合

屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。

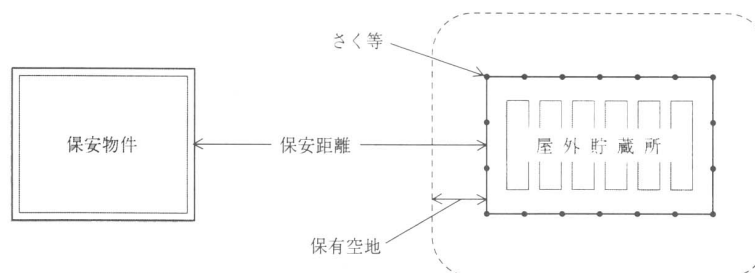
（昭和51年11月24日消防危第100号）

第1 保安距離（令16-1-1）

1 留意事項

- (1) 保安距離は、当該貯蔵所に設けられる柵等から保安物件の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の水平距離をいう。
- (2) 保安距離については、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第1「保安距離」によること。

保安距離の測定例



第2 設置場所（令16-1-2）

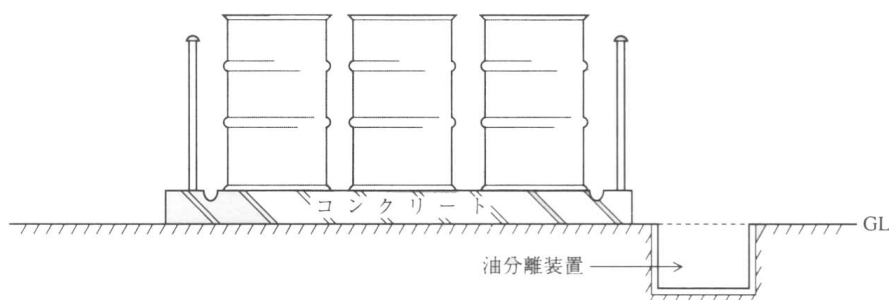
1 留意事項

- (1) 屋外貯蔵所においては、危険物は容器に収納された状態で貯蔵され、取り扱われることから、これら容器の腐食、劣化を防止するとともに万一容器から漏えいした場合に危険物が他の場所に拡大し、被害を及ぼさないようにするため、湿潤でなく、かつ、排水のよい場所に設置することとされている。

- (2) 「湿潤でなく、かつ、排水のよい」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装又は土砂、碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。

また、コンクリート等で舗装したものにあつては、排水溝及びためます若しくは油分離装置を設ける等、漏れた危険物が他の場所へ流出しない措置を講じたものとする。 (★)

地盤面をコンクリートで舗装した例

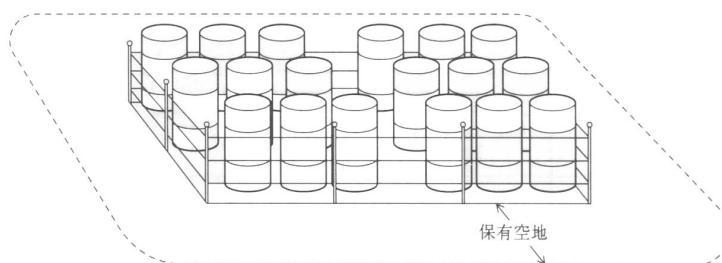


第3 区画（令16-1-3）

1 留意事項

「さく等を設けて明確に区画する」とは、不燃材料のさくを設けるか又は、液体の危険物を貯蔵、取扱う場合は周囲に排水溝（耐久性を有するライン等を含む。）を設けたものをいう。（★）

周囲にさくを設けた例



第4 保有空地（令16-1-4）

1 保有空地

第3号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令（規則第16条）で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。（政令第16条第1項第4号）

区分	空地の幅
指定数量の倍数が10以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が10以下を超え20以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が20以下を超え50以下の屋外貯蔵所	10m以上
指定数量の倍数が50以下を超え200以下の屋外貯蔵所	20m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	30m以上

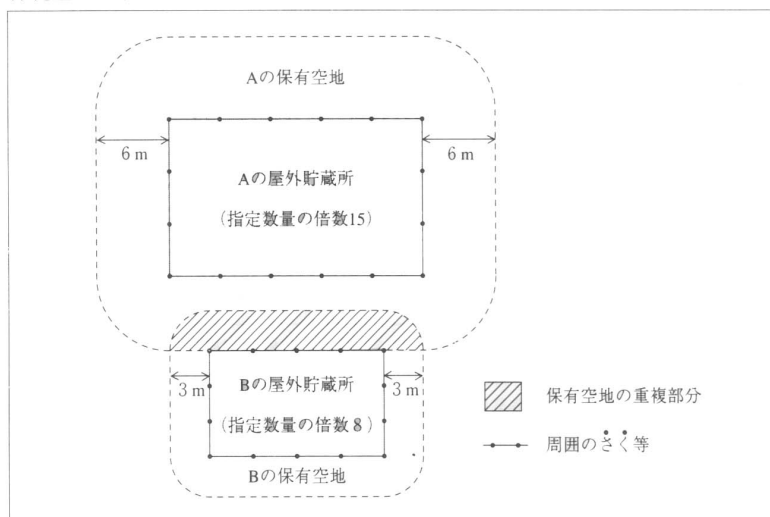
2 基準の特例

政令第16条第1項第4号ただし書の規定により、硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ずることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が上表に定める空地の幅の3分の1を保有することができる範囲までとする。（規則第16条）

3 留意事項

- (1) 2以上の屋外貯蔵所を隣接して設置する場合の保有空地については、大なる方を確保すること。
- (2) 保有空地内の障害物については、別記3「保有空地内の植栽、設備等」によること。

保有空地の取り方の例



第5 標識・掲示板（令16-1-5）

1 標識・掲示板

標識・掲示板については、別記4〔標識・掲示板〕によること。

第6 架台（令16-1-6）

1 架台の基準

政令第16条第1項第6号の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

- (1) 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な地盤面に固定すること。
- (2) 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、風荷重、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- (3) 架台の高さは6m未満とすること。
- (4) 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

（規則第24条の10第1項第1～4号）

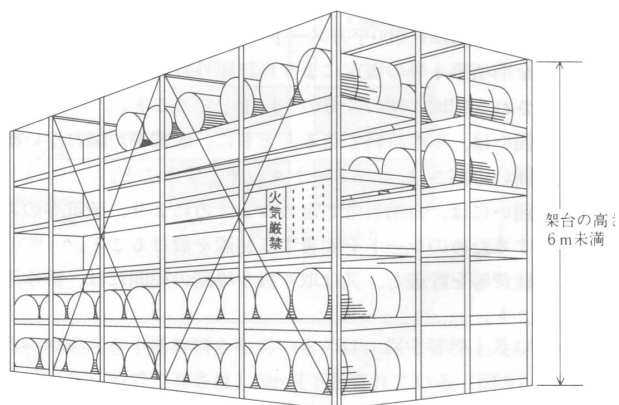
「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料でできたさく等を設けることをいう。

（平成元年7月4日付消防危第64号）

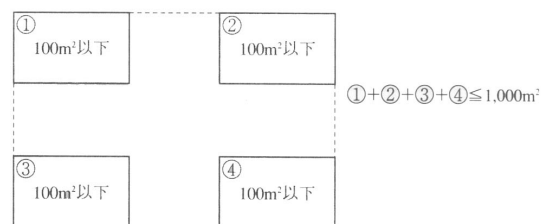
2 架台の耐震対策

架台の耐震対策については、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について」（平成8年10月15日付消防危第125号）中の第3「屋内貯蔵所に関する事項」によること。

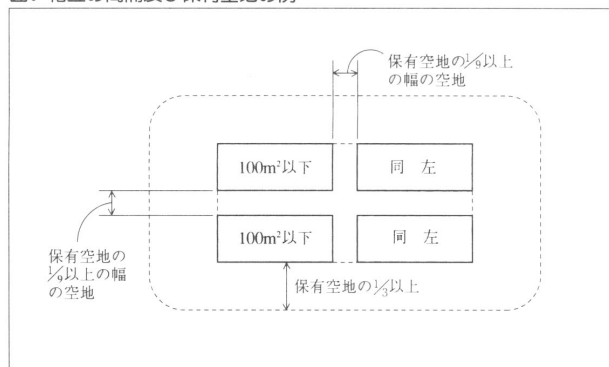
架台等を設けた屋内貯蔵所の例



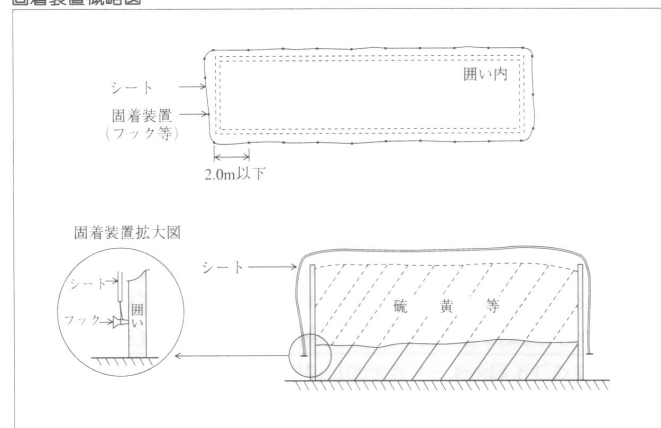
さく等の例



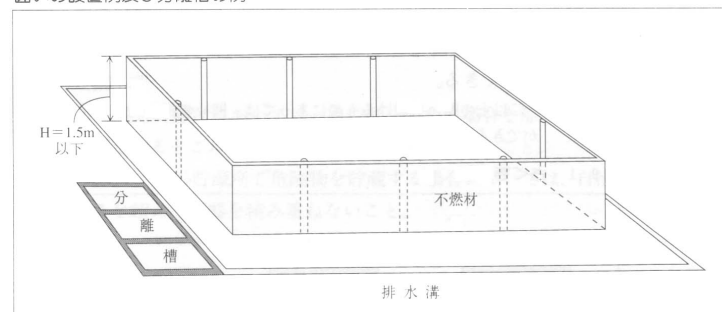
囲い相互の間隔及び保有空地の例



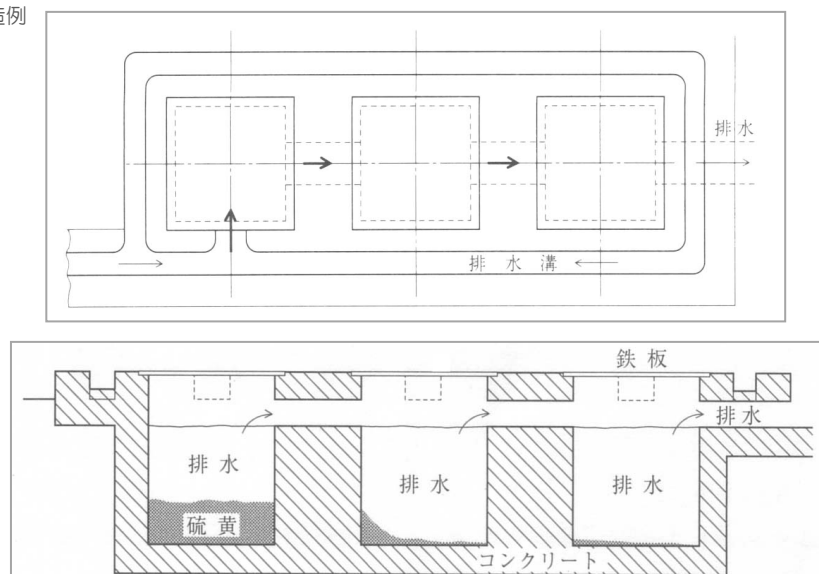
固着装置概略図



囲いの設置例及び分離槽の例



分離層の構造例



第7 塊状硫黄等に係る屋外貯蔵所（令16-2-1～6）**1 留意事項**

- (1) 塊状の硫黄等は、容器に貯蔵せず「バラ積み」の形態で貯蔵することができるということを定めたものであり、第1項各号の規定が適用されるが、第3号（さく）の適用については、囲いをもってこれに代えることができる。（昭和54年7月30日付消防危第80号）
- (2) 囲いの相互間は、第1項第4号ただし書きにより硫黄等の屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされている空地の幅の更に3分の1、即ち同号の表の9分の1以上の幅の空地を保有すべきこととされている。
- (3) 囲いは、塊状の硫黄等が直接触れるものであるから不燃材料で造るとともに、囲いの面から硫黄等が漏れる構造のものであってはならず、また、その高さは、日常の保守管理及び火災時の消火活動等を考慮して、1.5m以下にしなければならないこととされている。
- (4) シートは、難燃性のものを使用すること。
- (5) シートの囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを互いに固着されたものとはみなされないこと。（昭和54年7月30日付消防危第80号）

第8 高引火点危険物の屋外貯蔵所（令16-3）**1 特例基準**

高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の第1項に掲げる基準の特例は、次によることとし、政令第16条第1項第1号（保安距離）及び第4号（保有空地）の規定は適用しない。（規則第24条の12第1項、第2項）

- (1) 屋外貯蔵所の位置は、規則第13条の6第3項第1号に掲げる高引火点危険物のみを取り扱う製造所の位置の例によるものであること。
なお、特例の内容については、高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱う施設及び高圧電線に係る保安距離は適用されないものであること。
- (2) 政令第16条第1項第3号のさく等の周囲には、下表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。（規則第24条の12第2項第1～2号）

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	10m以上

※政令第16条第1項の基準又は第3項の基準のいずれかを選択してもよいものであること。

第9 特例の屋外貯蔵所（令16-4）**1 特例を定めることができる危険物**

- (1) 第2類・・・引火性固体（引火点が0℃以上21℃未満）
- (2) 第4類・・・第1石油類（引火点が0℃以上）、アルコール類

2 特例基準

- (1) 引火性固体、第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所については、当該危険物を適温に保つための散水設備等を設置すること。
- (2) 第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及び貯留設備を設置すること。
- (3) 第1石油類（水に溶けないものに限る。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯留設備に油分離装置を設けること。
- (4) 指定数量の倍数に応じた消火設備を設置すること。

指定数量の倍数	消火区分	設置する消火設備
100倍以上	著しく消火困難な屋外貯蔵所	第1種、第2種又は第3種並びに第4種及び第5種
10倍以上100倍未満	消火困難な屋外貯蔵所	第4種及び第5種

（規則第24条の13、第33条第1項第5号、第34条第1項第4号）

4 危険物を適温に保つための散水設備等の運用

(1) 散水設備

危険物を貯蔵した容器に有効に散水できるドレンチャー、スプリンクラー設備又はこれらと同等のもの（施設全体に散水できるよう水道栓等を配置）とすること。

(2) 水源

上水道を利用しても可能とするが、常時散水可能なものであること。
その能力については、貯蔵容器に均等に散水できる能力を有していること。

(3) 適温に保つための設備

自動温度調節器（危険物を貯蔵している容器と同様、同条件の容器内の水が所定の温度に達した場合、弁が開となり自動的に散水し、所定の温度以下に下がった場合、弁が閉となり、散水が停止するもの等）又は、手動バルブ等とすること。

なお、手動とする場合は、容器を適切に冷却することができる管理体制を確保する必要があること。

適温とは・・・貯蔵危険物に応じた温度又は55度以下の温度。（★）

第10 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所（通達）

1 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、平成10年3月27日消防危第36号「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」によること。

2 屋外貯蔵所に貯蔵することができるタンクコンテナ

貯蔵することができるコンテナの種類は次のとおりである。

(1) 積載式移動タンク貯蔵所の貯蔵タンク	(令第15条第2項)
(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に積載するタンクコンテナ	(平成4年6月18日付 消防危第53号通知)

3 危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の位置、構造、設備の基準

(1) 位置、構造、設備の基準

危険物（政令第2条第1項第7号に定める危険物に限る。以下同じ。）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、政令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例によること。ただし、政令第16条第1項第3号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、政令第23条を適用し、次に掲げる貯蔵形態に応じ各表に定める幅の空地とすることができること。

① 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

区 分	空 地 幅
200倍以下	3m以上
200倍超	5m以上

② 前①以外の場合

区 分	空 地 幅
50倍以下	3m以上
50倍超200倍以下	6m以上
200倍超	10m以上

③ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ前①若しくは②の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ政令第16条第1項第4号若しくは省令第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有すること。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確に区分すること。（★）

(2) 貯蔵及び取扱いの基準

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、政令第24条、第25条及び第26条第1項（第1号、第1号の2、第6号の2、第11号及び

第11号の3に限る。)の規定の例によるほか、次によること。この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

- ① タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。
- ② タンクコンテナの積み重ねは2段までとし、かつ、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さは、6m未満とすること。なお、箱枠に収納されていないタンクコンテナは積み重ねないこと。
- ③ タンクコンテナにあつては、危険物の払い出し及び受け入れは行わないこととしマンホール、注入口、計量口、弁等は閉鎖しておくこと。
- ④ タンクコンテナ及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形等による漏れが起らないようにすること。
- ⑤ タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、それぞれ取りまとめて貯蔵するとともに、相互に1m以上の間隔を保つこと。なお、当該タンクコンテナを積み重ねる場合は、当該タンクコンテナと容器との間に、地盤面から上段のタンクコンテナ頂部までの高さ以上の間隔を保つこと。

第11 危険物以外の物品の貯蔵（通達）

1 危険物以外の物品の貯蔵

危規則第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。

（平成10年3月16日消防危第26号）

- (1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
- (2) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1m以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。